

長崎県対馬歴史研究センター資料取扱規程（抜粋）

（令和3年4月1日制定）

（目的）

第1条 この規程は、長崎県対馬歴史研究センター（以下、「研究センター」という。）が収蔵する資料（以下、「資料」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において資料とは、研究センターが預かり、又は寄贈・寄託を受けた資料、並びに購入（予定を含む。）した資料をいう。

（資料の閲覧・撮影）

第11条 学術・文化の振興のため、資料を閲覧・撮影しようとする者は、研究センターの資料閲覧予約システム又は電話にて利用予約を行うものとする。

2 資料の閲覧・撮影は、研究センターの資料閲覧室で行うものとする。